

(別紙)

国土交通省鳥インフルエンザ対策本部の設置について

- 1 鳥インフルエンザに対し、必要な対策を推進するため、国土交通省鳥インフルエンザ対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長	大臣
本部長代行	副大臣及び大臣政務官
副本部長	事務次官
副本部長代行	技監及び国土交通審議官
本部員	官房長、技術総括審議官、建設流通政策審議官、大臣官房審議官（危機管理担当）、総合政策局長、道路局長、鉄道局長、自動車交通局長、海事局長、港湾局長、航空局長、政策統括官（危機管理担当）、観光庁長官及び海上保安庁長官
- 3 本部の庶務は、危機管理室において処理する。
- 4 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。